

宜野湾市 | 2024年7月号 市報英語版

📍 宜野湾市野嵩1-1-1 | ☎ 098-893-4411 | 📘 @ginowancity.multilingual | No.78

7月から国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付が始まります！

令和6年度の国民健康保険税の納付は、7月から翌年2月までの8期払い、後期高齢者医療保険料の納付は翌年3月までの9期払いです。保険税・保険料の納付につきましては、指定金融機関および全国のコンビニエンスストア、またはスマホのキャッシュレス決済アプリで納めることができます。（※）

納期限までに納付しない場合、督促手数料および延滞金が加算されますので、**便利なスマホ決済はコチラ▼**
お早めに納付をお願いします。

※コンビニエンスストアまたはスマートフォン決済アプリでのお支払いは、バーコード表示のある納付書に限ります。

※スマートフォン決済アプリでの納付の場合、領収書は発行されません。納付証明書は有料となります。スマホ納付の詳細については、市ホームページをご覧ください。



令和6年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料納期カレンダー

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限・口座振替日	7/31 (水)	9/2 (月)	9/30 (月)	10/31 (木)	12/2 (月)	12/27 (金) 口座振替日: 12/25 (水)	1/31 (金)	2/28 (金)	3/31 (月)

安心便利な口座振替を！

口座振替にすると、指定された口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がなくなり、納期のたびに金融機関などに行く手間も省け大変便利です。

また、口座振替を登録すると、翌年度以降も自動的に継続されますので、安心・便利な口座振替をお勧めいたします。

納付相談はお早めに！

病気などの事情により納期限までに国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を納付できない場合は納付相談を受けられますので、窓口までご来所ください。

- ①病気・ケガ等により生活に重大な影響を及ぼしたとき
- ②失業等により生活が困難になったとき
- ③事業の休止、廃止、または著しい損失を受けたとき
- ④災害（火災・風水害）により住宅等に損失を受けたとき

令和6年度（令和5年收入分）の申告はお済みでしょうか？

申告がまだお済みでない世帯については、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減や、入院費・高額療養費の限度額算定などで不利益になる場合があります。

問い合わせ先：国民健康保険課 ☎098-893-4411

令和6年度 新たな低所得世帯等支援給付金事業のお知らせ

申請期限：令和6年10月31日(木)

※令和5年12月1日時点で宜野湾市に住民登録がある世帯が対象となります。

※令和5年度住民税非課税世帯への給付および住民税均等割のみ課税される世帯への給付の対象者は今回の給付金は対象外となります。

市の人口

6月現在

人口	100,394 (+39)
世帯数	47,943 (+64)
国籍数	55 (+1)
外国人数	2,003 (+17)

[1] 新たに住民税非課税となる世帯・住民税均等割のみ課税となる世帯への給付

▶対象 世帯全員の令和6年度の「住民税非課税の方」「住民税均等割のみ課税されている方」または「住民税均等割のみ課税されている方と住民税非課税の方の両方」からなる世帯

▶支給額 1世帯あたり10万円

[2] 新たに住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税となる世帯への子ども加算給付

▶対象 令和6年度住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童

▶支給額 児童1人あたり5万円

◆申請方法◆

①対象と思われる世帯主宛に、令和6年7月上旬以降、「確認書」を送付します。内容をご確認のうえ、「確認書」が届いた世帯主の方は同封の返信用封筒にて返送または窓口へ提出してください。

②令和6年1月2日以降に転入した方や住民税が未申告の方がいる世帯は「申請書」の提出が必要です。市ホームページよりダウンロードまたは給付金窓口にて申請書を受け取り、必要事項を記入し、添付書類と一緒に郵送または給付金窓口へご提出ください。

■給付金窓口

市民会館となり「旧マイナンバーカードセンター」（野嵩1丁目2番17号）

問い合わせ先：宜野湾市給付金コールセンター ☎988-8197 〈受付〉9:00～17:00(土日祝日を除く)

令和7年度（次年度） 就学援助申請について

就学援助は、小中学生の子どもがいる家庭に学用品費や給食費などを援助する制度です。令和7年度（次年度）の申請書類の配布、受付を以下のとおり行います。

■対象者 平成22年4月2日～平成31年4月1日生まれで、次年度宜野湾市立の小中学校に在籍予定の児童生徒、または宜野湾市内に住所を有する児童生徒の保護者（小学校新1年生含む）。

■申請書類配布予定日 ※市ホームページからダウンロードできます。

- ・ 期間：7/1（月）～8/23（金）
- ・ 配布場所：①各小中学校事務室※土日祝日は除く ②宜野湾市教育委員会

■申請書類受付

- ・ 期間：8/13（火）～8/23（金） 時間：9:00～11:45 13:00～16:30
- ・ 場所：宜野湾市役所玄関前 多目的会議室

■認定基準

世帯構成（人数、年齢）、世帯の収入等をもとに判断しています。収入とは、給与所得控除等を差し引く前の、給与・営業所得・年金収入などの年間の合計です。

世帯人数	合計収入額	世帯人数	合計収入額
2人	約200万円以下	4人	約335万円以下
3人	約262万円以下	5人	約390万円以下

※就学援助は、毎年度申請が必要です。

※次年度入学予定の小学校新1年生も対象です。

※認定になった場合、令和7年4月分から支給対象となります。

問い合わせ先：学務課 ☎098-892-8283